平成２３年（フ）第４６９号
大阪府岸和田市土生町1139番地の３
債務者　小南　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２２２号
香川県高松市香川町川東上636番地40
債務者　直江　直美（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４７号
香川県丸亀市垂水町837番地３
債務者　佐伯ひとみ
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第５７号
香川県仲多度郡まんのう町西高篠407番地
債務者　植田　信子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第７５号
香川県綾歌郡宇多津町3011番地６
債務者　西川　金一
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第７６号
香川県綾歌郡宇多津町3011番地６
債務者　西川　清子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第２２４号
千葉県市原市ちはら台南５丁目１番地３
コープシティちはら台Ｃ304
債務者　水越　美里
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５１９号
千葉市稲毛区柏台１番９棟306号
債務者　相川　昌樹
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５４２号
千葉県市原市五井中央東２丁目22番地２　グランジュール第１―203
債務者　相原　邦子（旧姓國府田・岩田）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５４９号
千葉県船橋市小室町904番地Ａ―４棟514号
債務者　高橋　止子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５７８号
千葉市花見川区幕張本郷２丁目６番17号　安田ビル401号
債務者　織戸麻衣子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５７９号
千葉市花見川区幕張本郷２丁目６番17号　安田ビル401号
債務者　織戸　博之（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５９０号
千葉市稲毛区長沼町288番地79　長沼グリーンハイツ101号
債務者　嘉藤笑梨子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５９３号
千葉県市川市宝１丁目13番９号　第一宝ホワイトハイツ103号
債務者　畑澤江里子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６３４号
千葉市若葉区若松町387番地２　クレールアマノ103号
債務者　行木　清二（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７０４号
千葉県市川市本北方２丁目３番７棟307号　中山団地
債務者　中村　美穂
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１０６号
名古屋市守山区西新５番７号　塚本荘３号
債務者　水谷　義昭
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１４６号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字中米田17番地の55
債務者　秦　ミネヨ
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部